

一般競争入札等事務手続処理要領（復旧・復興共同企業体対象工事）

第1 趣旨

この要領は、県が発注する復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興共同企業体」という。）により競争入札に参加する者を対象とする建設工事に係る一般競争入札及び条件付一般競争入札の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

対象工事は、次に掲げる要件の全てに該当し、発注者が指定する建設工事（以下「復旧・復興工事」という。）とする。

- 1 令和2年発生災害等に係る復旧・復興を目的とした建設工事であること。
- 2 熊本県建設工事共同企業体運用基準（平成8年熊本県告示第507号）第1の1の対象工事等でないこと。
- 3 土木一式工事（熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づく工事の種類土木一式工事をいう。以下同じ。）で設計金額が7千万円以上5億円未満であること。
- 4 現場の施工管理上、復旧・復興共同企業体による施工が不相当と判断する建設工事でないこと。
- 5 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の建設工事でないこと。

第3 入札手続

入札手続は、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）の審査を入札前に行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき、落札者を決定する方法（以下「事前審査型」という。）によるものとする。

第4 入札の公告

- 1 第2の対象工事を条件付一般競争入札に付そうとする場合においては、入札情報公開サービスシステムのほか、契約担当課（室、センター）で定める場所において公告（以下「入札公告」という。）を行うものとする。
- 2 入札公告は、別添1(1)の条件付一般競争入札標準入札公告例及び別添1(2)の事前審査型一般競争入札公告共通事項書（復旧・復興工事対象）によるものとする。

第5 競争参加資格

競争参加資格として次に掲げる事項を設定するとともに、入札公告又は共通事項書（事前審査型一般競争入札公告共通事項書（復旧・復興工事対象）をいう。以下同じ。）において当該事項を明らかにするものとする。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 対象工事に係る工事種別について、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号。以下「格付要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき入札参加者資格を認定された者であること。
- 3 対象工事に係る工事種別等について、原則として以下の条件を満たすこと。
 - (1) 県内に主たる営業所を有する建設業者であること。
 - (2) 格付要綱第2条第2項の規定に基づき対象工事にかかる工事種別について特定の等級の認定を受けている者であること。
- 4 復旧・復興共同企業体により競争を行わせる場合は、構成員数、組合せ、出資比率及び各構成員の資格について、一定の条件を満たすこと。
- 5 対象工事と同種工事の施工実績を設定する場合は、個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- 6 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技

術者の資格及び同種工事の施工経験をできるだけ詳細に明示すること。)。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。

- 7 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年熊本県告示第111号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- 8 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- 9 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、2に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- 10 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本又は人事面において関連がある」ことの具体的内容を入札公告又は共通事項書において明らかにすること。）。
- 11 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合又は同一の共同企業体に属する場合を除く。）。
 - (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。
ア 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。
ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

第6 競争参加資格の決定

第5に掲げる競争参加資格は、対象工事ごとに、競争参加資格審査会の審査を経て決定するものとする。

第7 設計図書の閲覧及び配付の方法

- 1 設計図書の閲覧及び配付については、入札情報公開サービスシステムにより行う。
- 2 設計図書は、入札公告を開始した日から閲覧及び配付を開始するものとし、開札執行の日の前日まで行うものとする。
- 3 設計図書の閲覧及び配付の期間並びに方法を入札公告において明らかにするものとする。

第8 競争参加資格確認申請書及び資料の提出

- 1 条件付一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者に申請書及び資料（競争参加資格を確認するために必要な書類を含む。）の提出を求めるものとする。
- 2 1の場合において申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札公告を開始した日の翌日から起算して8日間（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に規定する県の休日並びに7月15日、8月13日から8月15日まで、12月28日及び1月4日（以下「休日等」という。）を含まない。）とする。

- 3 競争参加資格として、復旧・復興共同企業体であることを求める場合には、復旧・復興建設工事入札参加資格審査申請書及び復旧・復興建設工事共同企業体協定書の写しの提出を求めるものとする。
- 4 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行わせるものとする。ただし、電子入札システムによる提出が困難な者又は書面による入札により参加しようとする者については、対象工事の契約担当課（室、センター）の指定する場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）させるものとする。
- 5 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに知事が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。
- 6 1から5までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。
 - (1) 申請書及び資料は、共通事項書において示す様式により作成すること。
 - (2) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
 - (3) 提出された申請書及び資料は競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
 - (4) 提出された申請書及び資料は返却しないこと。
 - (5) 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めないこと。
 - (6) 申請書及び資料に関する問い合わせ先
 - (7) その他必要と認める事項

第9 資料の内容

- 1 資料の内容は、(1)及び(2)とし、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

なお、(1)の同種工事の施工実績及び(2)の配置予定技術者の同種工事の施工経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することができるものとし、(2)の配置予定技術者については、複数の技術者を記載することができるものとし、その旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

 - (1) 同種工事の施工実績を記載した書面
第5の5に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績
 - (2) 配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験を記載した書面
第5の6に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験
- 2 必要があると認めるときは、1に加えて、1に掲げる資料の内容を証明するために必要な書類を求めることができるものとし、当該書類の提出を求める場合には、その旨を公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第10 競争参加資格の確認

- 1 提出された申請書及び資料に基づき競争参加資格の有無について確認を行うものとする。
- 2 1の確認は、競争参加資格審査会の審査を経て行うものとする。
- 3 1の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。
- 4 第5の5の同種工事の施工実績及び第5の6の配置予定技術者の同種工事の施工経験の確認を行うに当たっては、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験をもって行うものとし、詳細は、入札公告において明らかにするものとする。
- 5 第5の6に掲げる配置予定技術者が、施工中の他の工事に従事している場合は、対象工事の現場施工に着手する日の前に対象工事に従事できる見込みであることを確認するものとする。
- 6 競争参加資格の確認の結果は、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して、原則として、10日以内に、申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。
- 7 6の通知は、原則として、電子入札システムにより行う。書面により通知する場合は、別記様式1により、行うものとする。
- 8 6の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

9 1及び3から6に掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、第10の6の通知の日の翌日から起算して5日（それぞれ休日等を含まない。）以内に、知事に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- 2 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合には、書面（様式は、熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱（平成14年熊本県告示第124号。以下「苦情処理要綱」という。）に定める別記様式1による。）を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- 3 2の書面の提出場所は、対象工事の契約担当課（室、センター）とする。
- 4 1の説明を求められたときは、原則として、1の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し、別記様式2により回答するものとする。
- 5 4の回答内容を、競争参加資格審査を行った競争参加資格審査会に報告するものとする。
- 6 説明を求めた者に競争参加資格があると認めた場合においては、第10の6の通知を取り消し、4の回答と併せて別記様式1により競争参加資格がある旨を通知するものとする。
- 7 6の通知を行う場合においては、競争参加資格審査会の審査を経るものとする。
- 8 1から4までの事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第12 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問

- 1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を入札情報公開サービスシステムにより閲覧に供するものとする。
- 2 質問書の提出期間は、原則として、入札公告を行った日から開札日の6日前（休日等を含まない。）までとする。
- 3 質問書の提出は、対象工事の契約担当課（室、センター）に持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、電送によるものは受け付けないものとする。
- 4 質問に対する回答書は別記様式3により作成し、その閲覧は、原則として、質問書を受理した日の翌日から起算して2日後（休日等を含まない。）までに開始し、開札日の前日に終了するものとする。
- 5 1から4までに掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第13 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除するものとする。
- 2 契約保証金は、納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供若しくは銀行、知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
- 3 1及び2に掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第14 入札及び開札の執行

- 1 開札は、原則として、第12の2の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して6日後（休日等を含まない。）に執行するものとし、入札は、原則として、入札公告を行った日の翌日から（翌日が休日等の場合は、最初の休日等でない日からとする。）開札日前の直近の休日等でない日までの期間に電子入札システムにより行うものとする。ただし、書面による入札は、開札の日時及び場所において行うものとする。
- 2 書面による入札の場合は、入札の執行に先立ち、競争参加資格確認通知書の写し及び紙入札移行承認願（県の承認印のあるもの）を入札参加者に提出させるものとする。
- 3 入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提示を求めるとし、工事費内訳書の提示がな

い場合は、当該入札を無効とするものとする。

- 4 開札は、電子入札システムにより入札する者を除き、書面による入札により参加する者又はその代理人を立ち合わせて行い、書面による入札により参加する者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- 5 1 から 4 までに掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第 15 入札の取りやめ

競争参加資格確認申請書提出期限に申請者が 1 者又は入札期限に入札者が 1 者の場合（以下「1 者入札」という。）は、入札を取りやめ、入札者に取りやめ通知を行い、設計書及び仕様書、入札参加資格要件等を確認のうえ、審査会の審査を経て再度の公告・入札を行う。

なお、2 以上の者が入札に参加し、無効な入札により有効な入札をした者が 1 者となったとき又は競争参加資格確認後に結果として入札者が 1 者となったときは、この限りでない。

おって、次に掲げる(1)、(2)の場合は、あらかじめ審査会の審査を経て、1 者入札の場合でも入札を取りやめないことができるものとする。

- (1) 特に緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事のとき
- (2) 再度の公告・入札で 1 者入札となったとき

第 16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を入札公告及び共通事項書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び知事により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札又は落札者決定時において指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時において第 5 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する旨を共通事項書において明らかにするものとする。

第 17 条 落札候補者の決定方法

- 1 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定する。
- 2 落札候補者は、第 5 に掲げる競争参加資格を満たさなくなったときは、その旨を申し出なければならぬものとする。また、競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず、その旨を申し出なかったときは、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 3 1 から 2 までに掲げる事項を共通事項書により明らかにするものとする。

第 18 苦情申立て

本要領に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し苦情がある場合は、苦情処理要綱に基づき苦情を申し立てることができる旨を共通事項書において明らかにするものとする。

第 19 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 2 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 3 対象工事の発注担当課（室、センター）は、落札者が第 9 の 1 の(2)の資料に記載した配置予定の技術者が、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 4 入札公告及び共通事項書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、別添 1 及び別添 2 の標準入札公告例及び共通事項書によるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年（2021 年）11 月 1 日から施行する。